(5) 二以上の都道府県の区域にわたって調査事業所を有する企業の調査事業所（同一の都道府県の区域内に大多数の調査事業所を有する企業の調査事業所を除く。）として調査用名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。 (6) 個人の経営に係る調査事業所でないこと。 ロ 次に掲げる全ての要件に該当するもの (1) 本所となる調査事業所又は支所となる調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 (2) 指定事業所でないこと。 (3) 支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 (4) 従業者数が不明又は三十人以上である企業の調査事業所として調査用名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。 (5) 個人の経営に係る調査事業所でないこと。 ハ 指定事業所に該当するもの				事業所から調査票を回収すること。

域内に大多数の調査事業所を有する企業の調査事業所を除く。）として事前名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。 (6) 一の項第一欄ハに掲げる調査事業所でないこと。 ロ 次に掲げる全ての要件に該当するもの (1) 本所となる調査事業所又は支所となる調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 (2) 指定企業の調査事業所でないこと。 (3) 支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 (4) 従業者数が不明又は三十人以上である企業の調査事業所として事前名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。 (5) 一の項第一欄ハに掲げる調査事業所でないこと。 ハ 次に掲げる全ての要件に該当するもの (1) 支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 (2) 指定企業の調査事業所であること。				